

北の自然

No.59

北海道自然保護連合

1998.5.20



日高幌尻岳よりトツタベツ岳方面 1997.8. 撮影 中村幸子

道民の森、当別ダム上流部のゴルフ場建設反対の活動

……安藤加代子

士幌高原道路建設反対「大雪山のナキウサギ裁判」

……市川 守弘

高山植物保護と盗掘防止のための全道シンポジウム報告

……小山 健二

道民の森・民活事業は中止決定

—北海道庁の「時のアセスメント」対象事業—

道民の森、当別ダム上流部の ゴルフ場建設反対の活動

当別ダム上流部のゴルフ場建設計画に

反対する市民連絡会

代表幹事 安藤 加代子

札幌市の中心部より北北東の方向約四十kmに位置する当別町で、当別ダムの建設が進んでいる。札幌市の三番目のダムとして計画された当別ダムは、二〇〇七年完成予定で小樽市・札幌市・石狩市・当別町の四市町に飲料水が供給される。総事業費七五〇億円・日量二十四万トンの水源が確保でき、札幌市へは十七万トン（二十万人分）が供給予定になっている。北海道と四市町で「石狩西部広域水道企業団」が一九九二年に結成され「企業団議会」も年二回開催されている。



このダムの上流部に、なんとゴルフ場とスキー場の開発計画（カムイ・ジャンボリー高原開発）があると言ふ事を、一九九六年七月頃に羽田さん（市民ネットワーク北海道代表）から知らされ驚いた。さらに驚いたのは、当別ダム建設を計画したのは北海道、その水源の上流部にゴルフ場とスキー場を誘致しているのも北海道と言うことであつた。道民の生命を最優先に考えなければならぬ行政が考えた、とんでもない計画だ。この計画は、北海道が推進する「道民の森」構想の民間活力として位置付けられ、すでに環境アセスメントも終了している。

「道民の森」

民活事業

北海道は、「国際森林年」（一九八五年）を記念した事業として、一九八七年から「道民の森」の整備を進めている（一一、〇〇〇ヘクタール）。道民の森構想の基本理念は、多くの道民が森林と親しみ、森林を知り、その恵みを受けながら自然と

共に生きる心を培うこととされ、事業内容は、当別町、月形町にまたがる道有林と当別町有牧野などを活用した森林空間の総合利用施設づくりである。事業予定地区となる神居尻地区は通年利用地区と位置付けられ民間の資金やノウハウを導入してゴルフ場・スキー場の施設建設を行なう予定である。

神居尻山は希少種を含む多くの動植物が生息し、「道民の森」の中でも最も貴重で多様な自然が豊富なところだ。春にはカタクリの群落がいっせいに花を開かせる。

ゴルフ場は無農薬でまた一部人工芝で管理するとしているが、化学肥料は使われるため下流に位置するダムの水質に負荷を与えることは必至と思われる。

さらに、スキー場建設により神居尻山の水源かん養保安林が、四十ヘクタール(約二万本)伐採される。森林は豊かな水ときれいな空気を育む「緑のダム」効果など実に多様な機能も持っている。樹木の伐採により保水力が低下し、大雨による鉄砲水の発生などダムへの悪影響も心配される。

当別町には、すでに五つのゴルフ場がある。この計画がスタートした

のはパブルの最盛期。六番目のゴルフ場が今、本当に必要なのだろうか。パブル崩壊後の石狩地方のゴルフ場計画は、二十五件の申請に対して着工されたのは僅か五件である。しかし、当別町はゴルフ場とスキー場の建設計画がダムの背後地の雇用の場、地域振興の特効薬になると主張し譲らない。

「いのちの水」 が危ない

命の源であり生活に欠くことのできない水。その水が汚染されるかも知れないという危機感から、市民が反対の声をあげた。石狩と札幌の三

団体が各自自治体や石狩西部広域水道企業団に、要望書を提出するなどの活動を開始した。その後、食べ物の安全性やせっけん運動など共同購入を通して、環境問題に取り組んでいる生活クラブ生協(いしかり・北・北斗の三支部)と地元当別の二団体が参加の意思を表明した。一九九六年十月「当別ダム上流部のゴルフ場建設計画に反対する市民連絡会」を

結成。(八団体)現地を見学したり、各地域で集会や神原昭子さん(リゾー ト・ゴルフ場問題全国連絡会事務局)を講師に迎え学習会を開催した。

私達は事実を市民に知ってもらうための署名活動を展開した。生活クラブ生協を中心に一四、八四〇筆を集め、当別町では若い母親を先頭に乳飲み子を背負い、幼子の手を引きながら家を一軒づつまわり二団体が、各々三、〇〇〇筆前後(人口約二万人)も集め北海道・当別町・議会へ提出した。

安全な飲料水を確保するために、未来を担う子供たちに禍根を残さないために市民が動きだした。そして、その輪がじわじわと広がっていった。又、学習の結果、当別ダムそのものが抱えている問題も言うことがわかった。

①ダム建設予定地はなだらかな山間であるため水深が浅く、そのため富栄養化しやすい。
②当別川の水質は、札幌市民の水がめである豊平峡ダムや定山溪ダムに比べて汚染・汚濁している。
③地質は沖積土、砂岩、泥炭などでフミン質・鉄の溶出も懸念される。これは、トリハロメタンの発生に直

結し水質の悪化を招く。

水と同時に土砂を溜めるのがダムと聞いた。そうだとしたら、当別ダムはあまりにも悪条件の揃ったダム湖になる。水源の保護・保全は当面の重要課題であるが、ダムそのものも課題が山積している。

「時の アセスメント」

北海道の堀知事は四月十七日、全国に先駆けて公共事業の見直しを打ち出した「時のアセスメント」(時代の変化を踏まえた施策の再評価)の対象九事業のうち、「道民の森」民活事業(ゴルフ場とスキー場)を中止すると初めての結論を出した。事業中止の正式決定は、北海道の勇氣ある決断であると同時に、私達の粘り強い反対運動の成果でもある。「時のアセスメント」の政策は、一九九七年一月に堀知事が年頭の挨拶で発表した。これまで行政が一度決定した施策は、「行政は絶対に間違わない」という自負から、前例踏

襲や行政の継続性に固執し、その価値や効果が変化しても中止や再評価がされることなく突き進んだ。その結果、多くの批判を産みムダな税金も使われた。「時のアセスメント」は行政自身が時という客観的なものさしを当て、再評価するという画期的なシステムだ。

背景には逼迫する財政状況と一連の不正問題に端を発し、北海道や道議会に対し道民から厳しい批判の声が相次いでおり、失墜した道政への信頼を回復する切り札でもあった。

三月には対象六事業が決まった。しかし、地元自治体や自民党議員の強固な反発があり事業名が公表されたのはこの四ヵ月も後の七月十五日。紆余曲折を経て、ようやく再評価作業がスタートした。

私達の反対運動がきっかけとなり「時のアセスメント」の対象となった、「道民の森」民活事業では、北海道は十一月に賛成・反対団体から意見聴取を行ない、今年二月には石狩市・当別町・札幌市の各会場で公聴会が開催され二十九名が意見陳述をした。(応募者六十七名)さらに、北海道森林審議会を公開にして委員十一名から事業推進の是非について意見も聞いた。委員からは、事業推

進に賛成する意見はなく、見直しを求める声があつても大勢を占めた。これまでに聴取した市民の多数が反対を表明しているほか、北海道が業者に委託し実施した経済波及効果についての調査からも、「効果は大きいとは言えない」という結果報告が出た。

四月十日、所管部である水産林務部は再評価調査をまとめ、西村副知事を座長とする検討チームに提出した。部としては事業継続は厳しいと事業中止の意向も発表した。公聴会で基本的な事務手続きのミス等もあつたが九十名に及ぶ道民から参考意見を求めたり、森林審議会を積極的に

公開する部の姿勢は評価したい。

掘知事は、検討チームでの検討結果を踏まえ事業の中止を決めた。中止について「自然や環境への意識の高まりから、事業が水道水源地にそぐわないと判断した」と述べた。

全国的に公共事業の在り方が問われるなか、走りだした「時のアセス」が北海道に風穴をあけ、道職員意識を変え、そして新風を吹き込むこ

とに期待したい。

これで私達の反対運動も、建設予定地等の取り組み課題は残ってはいないが当初の目的は達成された。今回の運動を通して、行政の情報が必要と市民が声を出すことの大切さを痛感した。

「市民連絡会」の結成と活動内容

一九九六年七月三十一日
 ・石狩町・札幌市に於いて反対する三団体結成。

札幌市に要望書提出

八月一日

・現地を見学する

・札幌市といしかり町がいしかり西部広域水道企業団へ意見書提出(以下「企業団」とする)

八月十二日

・企業団企業長へ要望書提出。企業団議会議長へ陳情書提出

九月二日

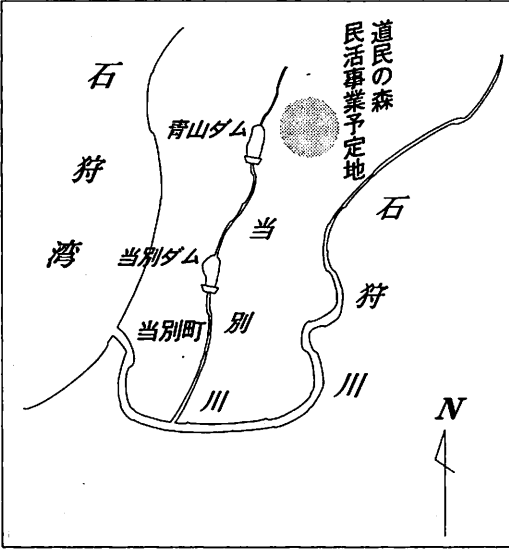
・企業団議会議長へ要望書提出。

・当別ダム水源保全調査特別委員会が設置される。

・生活クラブ生協三支部(いしかり・北斗・北)がゴルフ場建設反対の意志を確認

九月二十四日

・緊急集会開催(北区)「ゴルフ場問題学習会」講師・神原昭子氏



十月
・当別町に二団体結成

十月二十二日

・「当別ダム上流部のゴルフ場建設計画に反対する市民連絡会」(八団体)

十月二十四日

・「ゴルフ場問題学習会」(あいの里地区) 講師・神原昭子氏

十月二十八日

・「連絡会」が北海道知事へ要望書提出

・当別町二団体が当別町長へ要望書提出

十一月

・生活クラブ生協三支部が街頭署名(いしかり・北斗・北)

十一月十八日

・(俣前川製作所へ公開質問状を提出

・道議会へ請願書を提出・・・署名簿添付(二四、八四〇筆)

(連絡会・生活クラブ生協・当別)

十一月二〇日

・当別町長へ要望書提出(連絡会)

・当別町議会へ陳情書提出(当別二団体)

十二月十一日

・北海道知事へ「保安林解除に反対する要望書」提出(連絡会)

・農林水産大臣へ「保安林解除に反対する要望書」提出(連絡会)

入沢林野庁長官と会談(於 東京)

一九九七年一月三十一日

・「当別ダム上流部のカムイ・ジャンボリー高原開発事業」

(保安林解除)についての円卓会議が開催される。

二月一日

・市民連絡会ニュースNo.1発行

二月六日

・企業団の「当別ダム水源保全調査特別委員会」を傍聴

三月十二日

・道議会の総務・水産林務委員会の委員(議員)に公開質問状を提出

四月十七日

・市民連絡会ニュースNo.2発行

四月二十五日

・当別ダムの現地見学

四月二十八日

・当別町で市民連絡会ニュースを配布(二、〇〇〇部)

五月二十日

・北海道知事へ「時のアセスの実施に関する要望書」提出

五月二十六日

・北区で街頭アピールとニュース配布(三、〇〇〇部)

六月十二日

・当別ダムの現地見学

・道議会傍聴(六月三十日から七月四日迄)

七月九日

・林務部の説明会(時のアセスの進め方・状況説明)

七月十五日

・「時のアセス」対象六事業の一つに選ばれる。

七月二十五日

・UHBテレビ取材(ザ・ヒューマン)「時のアセス」特集番組

八月三十日

・水と緑のネットワーク委員会で活動を報告

九月二十一日

・自由学校「遊」主催・公共事業のコース

(フィールドワークで現地を案内する)

十月二十五日

・「市民連絡会一周年記念講演」

―水は森からの贈り物―(講師 小野有五氏)

十一月二十二日

主催)市民連絡会を構成する八団体の代表が意見を述べた。

十二月十九日

・道へ「時のアセスの実施に関する要望及び公開質問書」提出。

十二月二十二日

・「道志村の水源保全に関わる運動」の学習会。(神奈川県議・青景氏)

一九九八年一月七日

・道から公開質問書の回答

一月二十四日

・水と緑のネットワーク委員会でスライドを使って活動報告

★「公聴会三会場で開催」(応募者六十七名で二十九名意見陳述)

二月四日

・石狩市(反対十六 賛成二 その他三)

二月五日

・当別市(反対九・五 賛成三・五 その他二)

二月六日

・札幌市(反対二二・五 賛成二・五 その他七)

*合計(反対四八 賛成八 その他十一)

二月十四日

・「時のアセスをアセスする集会」(道・自然保護協会)主催に参加

二月二十日

・道の環境生活部環境室環境生活課に、「環境の村」(仮称)構想を聞きに行く。

二月二十七日

・「北海道森林審議会委員懇話会」(参加委員十一名)公開になり傍聴。

三月十七日

・道へ「環境の村」建設基本計画検討委員会(第三回)の報告を聞きに行く。

三月二十八日

・「水道水源研究会」(恵庭市)の学習会に参加(代表二名)

四月十日

・道は「時のアセスメント」対象事業で初の中止を決定

梅沢 俊 ポストカード写真集

定価 1,300円

通信販売に関するお問い合わせ:

エコ・ネットワーク 〒060-0809 札幌市北区北9条西4丁目エルムビル8F

TEL 011-737-7841

発行:



A Coin to the Tree
MAKOMANAI & GEIJYUTSU NO MORI

真駒内・芸術の森 緑の回廊基金

札幌市内の主要書店にて発売

大雪山の ナキウサギ裁判

弁護士 市川守弘



1 提訴以来、一年半がすぎようとしています。この間、現地検証や佐藤謙氏の尋問など、全国の自然保護裁判に比較して驚くほどのスピードで進行しています。北海道はこの裁判を契機に「時のアセスメント」を打ち出さざるを得なくなるなど、裁判の影響は広く、深く北の大地に広がっています。

2 一体この裁判は何なのか、何を求めようとしているのか、この辺り

でもう一度考えてみましょう。道土幌然別湖線と予定地である然別火山群の自然については、すでに何度も紹介されていきますので、省略します。

3 従来、行政が行なう事業が違法と
路建設費用を支出するのは違法であるとしてその差止めを求める裁判です。しかしその目的は道路建設を拒否することであり、最終的には然別火山群の自然を保護することです。
では、道路建設費用の支出がなぜ違法なのでしょう？ 然別火山群の自然を保護するとはどういうことでしょうか？

判断された例は、例えば随意契約の手續きに違反しているなど、本来法が定める手續きに明確に違反している場合に限られ、その他は行政の裁量行為として不当の問題はあっても違法にはならない、というのが裁判所の考え方です。
この裁判では、この行政裁量自体が生物多様性条約に反すれば違法になる、と主張しています。そういう意味では、従来にはない争点と判断を求める裁判になるのです。

4 生物多様性条約を根拠にすると、裁判の最終的目的は単に「土幌高原道路を造るな」という問題に止まりません。なぜなら、然別火山群が、条約によって保護されるべき生物多様性の宝庫であること、それは道路以外の破壊に対しても保護すべき対象になるからです。つまり、この生物多様性を保護することが目的であって、道路建設は当面の破壊行為に過ぎないから訴えを起こしたと言うことになるからです。

5 この点から、裁判を支える運動として、然別火山群の自然保護運動

としては、なぜ生物多様性が重要なのか、という生物多様性の理解を全国に広めることが必要になってきます。日本ではまだまだなじみのない「生物多様性」という意味を広めていくのは大変な作業だと思います。しかし、これが全国世論になれば、全国の自然が保護されていく中で、然別火山群も当然に保護されていくでしょう。したがって、この裁判は、二十一世紀の日本の自然保護の進むべき道を切り開く裁判なのです。

盗掘から高山植物を守ろう

「高山植物保護と

盗掘防止のための全道シンポジウム」

報告 小山健二

平成八年六月三十日、日高山脈最南端に位置するアポイ岳で、男三人女二人グループの高山植物盗掘があった。続いて平成九年五月十一日に男三人女一人による盗掘が相次いで発生した。ここアポイ岳の高山植物は、古く昭和二十七年に国の天然記念物に指定されていてこの地域固有種のヒダカソウやアポイアズマギクなどが狙われたものです。一方、平成九年九月三日には、平成八年六月に国の天然記念物に指定されたばかりの夕張岳において、ユウバリコザクラ、ユウバリソウなど三十二種三七六株が女三人組に大量盗掘されたのです。それぞれの盗掘犯人には罰金刑では最高の三十万円の判決がありました。



しかし、これらの盗掘は氷山の一角に過ぎず、多くの盗掘によって貴重な高山の自然が失われようとしているのです。

北海道のアポイ岳の麓の町様似町のアポイ岳ファンクラブと夕張市のユウバリコザクラの会、そして山岳写真家や登山愛好者などが高山植物の盗人に怒りをぶつけ、国の天然記念物管理者の地方自治体や営林署、そして警察などを巻き込んで如何に盗人から高山植物を守ったら良いかとシンポジウムが計画されたのです。

高山植物と盗掘防止のためのシンポジウムは、三月十五日札幌市内の北海道大学学術交流会館において三三〇名の参加で開催されました。シンポジウム開催の実行委員会は夕張岳の大量盗掘が在った直後に、前述のアポイ岳ファンクラブやユウバリコザクラの会を中心に、利尻島・礼文島・大雪山などの管理担当者や山岳写真家、登山愛好者などが集まって結成されました。シンポジウムへの呼び掛けは次の文章です。『昨年夏、天然記念物に指定されたばかりの夕張岳で、高山植物が大量に盗掘されるといふ事件が起きました。盗掘者は現行犯で逮捕されず、書類送検だけで終わってしまったのである

す。もし、奈良の弥勒菩薩や百済観音が盗まれたら、どんな騒ぎになるでしょう？天然記念物は、いわば自然の国宝です。それが白昼堂々、盗まれていのに平気でいるとは、どういふことなのでしょう？私たちは、そんな思いからこのシンポジウムを計画しました。もちろん、一回のシンポジウムですべてが解決するなどとは思っていません。しかし、これ

だけ大きな問題であるのに、それに目をつぶり、ほったらかしにしておくことだけはできません。山を愛する人、花を愛する人、盗掘という犯罪を憎む人、そういう人はどうかシンポジウムに来てください。知恵を出し合って、どうすればいいのかを、いっしょに考えてほしいのです。これが私たちの切なる願いなのです。』シンポジウム第一部は現地からの報告で、夕張岳・アポイ岳・礼文島、そして大雪山の高山植物の管理状況や盗掘の現状などがスライドを使って報告され、限定されたその地域にしか生息しない固有種などの絶滅まじかの生々しい状況を知ることができました。午前九時より始まったシンポジウムの午後の部、第二部はパネルディスカッションです。パネリストには現状を切々と訴える地元

自然保護団体会員や国定公園管理事務所長、弁護士、高山植物を販売しているナーセリー、そしてお客様として招いた地元自治体や北海道庁の担当者と林野庁や北海道警察などが加わって、高山植物の盗人絶滅のための論議が行なわれました。「高山植物を盗んでいるのを観つけても捕まえる権限が無い」と切実に訴えるパネリスト。大量盗掘のほとんどはアウトロー（暴力団）と関係があるのでは。ナーセリーの発言では、

「今では国内の高山植物が少なくなっていて中国から入ってきているので盗掘の取締りと同時に販売禁止の法律が必要なのは」。現在の国内法では高山植物に限ったの保護の法律は無いのですが、地方自治体の山梨県に只一つ『山梨県高山植物の保護に関する条例』があり、そこでは販売についても違法として取締りの対象になっていきます。北海道にも同様の条例の制定を求める事になりました。又、自然保護団体や登山愛好者が盗掘防止のためのパトロールや監視をしても現行犯の逮捕権限がないので、鉄道警察のように森林警察として逮捕権限のある条例ができないものか、などの意見が出されました。このシンポジウムには実行委員会

に加わった団体の他に、七十四の賛同団体がありました。二回目、三回目のシンポジウムを今後も開催し、又賛同団体を含めて高山植物盗掘防止のネットワーク化も今後の活動方針として確認されました。



賛助会員の皆様へ

98年度賛助会費の納入を
お願いします

緑風出版社より
好評発売中

『大雪山の ナキウサギ裁判』

大雪山のナキウサギ裁判を
支援する会編
定価 2,400円+消費税

お申し込み先

札幌市北区あいの里
2条1丁目10-3
神原様方
大雪山のナキウサギ裁判を支援する会
FAX 011-774-5423

北の自然 No. 59

98年5月20日発行

発行 北海道自然保護連合

事務局 札幌市南区川沿十条三丁目十二二

小山健二方

TEL

FAX 〇一一五七二二〇六九

発行人 稲田 孝治

印刷 (株)北海道機関紙印刷所

賛助会費 年間三,〇〇〇円

郵便振替 〇二七一〇一五一四〇七一



秀岳荘

営業時間/AM10:00~PM7:00
定休日/毎週月曜日

札幌本店 札幌市北区北12条西3丁目 ☎(011)726-1235
旭川店 旭川市忠和5条4丁目 ☎(0166)61-1930
(専用駐車場完備)